

令和8年度四日市市民大学講座企画運営業務委託 プロポーザル実施要領

市民の幅広い学習要求に応えるとともに、地域の学習活動の振興を図るために開講する四日市市民大学において、市民が学びあう場をつくることを目的として、公募による市民団体が企画運営する講座を開講します。

この委託事業の実施にあたり、公募型プロポーザル方式に基づき、予算の範囲内で3企画程度を選定し、当該講座の提案者を契約予定者とします。

1 プロポーザル企画提案内容

(1) 名称

令和8年度四日市市民大学講座企画運営業務委託

(2) 業務内容

「令和8年度四日市市民大学講座企画運営業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約の日から令和9年3月15日（月）まで

(4) 募集件数

3企画程度を予定しています。（※1団体につき1企画まで）

(5) 企画提案の前提条件

事業委託料上限金額について、託児を実施する講座は、1企画につき774千円以下（消費税及び地方消費税を含む。）、託児を実施しない講座は、1企画につき616千円以下（消費税及び地方消費税を含む。）とします。

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すためのものであることに留意してください。

(6) 募集概要

ア 講座内容

下記の講座内容から、公の講座としてふさわしい一つのテーマを設定してください。

A 教養を高めることを目的とした講座

例) 一般教養（文学・歴史・科学）、文化、芸術、スポーツ、レクリエーションなど

※お稽古教室のように技術の習得を目的とした講座は除く

B 生活課題や地域課題の共有化及び解決に向けた学びの提供を目的とした講座

例) 地域づくり、人権、健康福祉、環境、子育てなど

なお、講座の内容が以下に該当しないこととします。

- ・営利を目的とした内容やその他営利を目的とした事業を援助する内容
- ・特定の政党の利害に関する内容
- ・特定の宗教、教派、宗派、教団を支持、支援する内容

イ 講座の回数

全5回程度（1回あたり90分程度）の連続講座を企画してください。

2 参加要件

当プロポーザルに参加する者は、次に掲げる全ての要件をすべて満たしており、かつ、委託業務を的確に遂行する能力を有する者とします。

- (1) 4人以上の団体・グループであること。
- (2) 団体の本拠地が四日市市内にある、又は、代表者が四日市市内に在住であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする者、公序良俗に反する等、適当でないと認められる者でないこと。なお、入札参加資格者がプロポーザルの過程で要件に該当しない場合は、契約相手先とすることができないのでご留意ください。

3 書類の提出

以下の書類を提出期限までに提出してください。なお、書類の提出をもって、本実施要領の内容を理解し、承諾したものとみなします。

- (1) 参加意向申出書（様式1）

様式1「参加意向申出書」及び様式2「団体概要」の提出をもって参加意向の申し込みを受け付けます。なお、参加資格の結果は、様式3「参加資格結果」により、令和8年2月6日（金）までに通知します。

ア 提出期限

令和8年2月3日（火）15:00 必着

イ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便とし、上記日時までに必着）

ウ 提出部数

1部

- (2) 質問書（様式10）

本業務に関し質問がある場合は、様式10「質問書」に記載の上、提出してください。

ア 提出期限

令和8年2月3日（火）15:00 必着

イ 提出方法

持参、郵便（書留郵便とし、上記日時までに必着）又は電子メール

・電子メールの件名には、「【市民大学プロポ】質問書の提出（団体名）」と記載してください。

・電話等によるお問い合わせは受け付けません。

・質問に対する回答は、全参加者に対し、令和8年2月10日（火）頃に電子メールにて回答します。

ウ 提出部数

1部

(3) 企画提案書（様式4～8）

企画提出書類は、別紙「令和8年度四日市市民大学講座企画運営業務委託プロポーザル企画提案書作成要領」を参照の上、様式4～8まで一括して提出してください。

ア 提出期限

令和8年2月27日（金）15:00必着

イ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便とし、上記日時までに必着）

ウ 提出部数

8部（8部のうち1部は、ホッチキス止め、インデックス等による修飾のないものを提出してください。）

(4) 提出先・問い合わせ先

〒510-8601 三重県四日市市諏訪町1番5号

四日市市 市民生活部 市民生活課

TEL：059-354-8146 FAX：059-354-8316

電子メール：shiminseikatsu@city.yokkaichi.mie.jp

※土・日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

4 審査方法

別紙「令和8年度四日市市民大学講座企画運営業務委託プロポーザル審査要領」のとおり実施します。

5 審査結果

審査の結果は、様式9「プロポーザル審査結果通知書」により、令和8年3月17日（火）頃に参加団体へ通知します。また、四日市市ホームページに、審査結果（業務委託候補者名）を公表します。

6 日程

令和8年1月20日（火）	実施要領のホームページ掲載、配布
令和8年2月3日（火）15:00必着	参加意向申出書及び質疑の提出期限
令和8年2月6日（金）	参加資格審査結果通知
令和8年2月10日（火）頃	質疑の回答
令和8年2月27日（金）15:00必着	企画提案書の提出
令和8年3月10日（火）	プレゼンテーション、審査
令和8年3月17日（火）頃	審査結果公表
公表後、速やかに打合せを実施し、契約締結を行います	

7 契約について

審査の結果、受託候補者として決定した者（以下、候補者という。）から提出された企画提案書等

の内容に基づき、市と候補者とが協議のうえ、契約を締結するものとします。なお、契約締結の際には、事業内容及び委託金額等について精査を行うものとし、精査の結果、仕様書及び企画提案書の事業内容等について変更する場合があります。

8 その他

- (1) プロポーザル参加に際し、必要な経費は提案者の負担とします。
- (2) 応募を取り下げる場合は、速やかに文書にて連絡すること。辞退により不都合な取り扱いをすることはありません。
- (3) 企画は1団体1提案までとし、企画提案書受付後の加除及び修正は原則認めません。
- (4) 企画提案書等の提出された書類は返却しません。
- (5) プロポーザルの実施や結果等については、四日市市情報公開条例に基づき、個人情報等の保護に注意しながら情報提供する。なお、提出された文書等については、四日市市情報公開条例により開示及び公開請求のあるときはその対象とします。